

個人に対して国や地方公共団体から助成金が支給された場合の取扱いについて

(国税庁：国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する FAQ より抜粋改変)〔令和 3 年 1 月 13 日更新〕

4 新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係

問 9. 《個人に対して国や地方公共団体から助成金が支給された場合の取扱い》

新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、国や地方公共団体から個人に対して助成金が支給されることがありますが、こうした助成金は所得税の課税対象となりますか。

- 国や地方公共団体からの助成金については、個別の助成金の事実関係によって、次のとおり課税関係が異なります。具体例については 4 ページの（参考）をご覧ください。

【非課税となるもの】

- 次のような助成金(助成金には、商品券などの金銭以外の経済的利益を含みます)は非課税となります。
 - 1 助成金の支給の根拠となる法令等の規定により、非課税所得とされるもの
 - 2 その助成金が次に該当するなどして、所得税法の規定により、非課税所得とされるもの
 - ・ 学資として支給される金品(所得税法 9 条 1 項 15 号)
 - ・ 心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金(所得税法 9 条 1 項 17 号)

【課税となるもの】

- 上記の非課税所得となる助成金以外の助成金については、次のいずれかの所得として 所得税の課税対象になります。
 - 1 事業所得等に区分されるもの

事業に関連して支給される助成金(例えば、事業者の収入が減少したことに対する補償や支払賃金などの必要経費に算入すべき支出の補てんを目的として支給するものなど)

※ 補償金の支給額を含めた 1 年間の収入から経費を差し引いた収支が赤字となる場合などには、税負担は生じません。また、支払賃金などの必要経費を補てんするものは、支出そのものが必要経費になります。
 - 2 一時所得に区分されるもの

事業に関連しない助成金で臨時的に一定の所得水準以下の方に対して一時に支給される助成金

※ 一時所得については、所得金額の計算上、50 万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得とされる金額との合計額が 50 万円を超えない限り、課税対象になりません。
 - 3 雑所得に区分されるもの

上記 1・2 に該当しない助成金

※ 国や地方公共団体による主な助成金等の課税関係については、4 ページの（参考）をご確認ください。なお、4 ページの（参考）に記載がない助成金等の課税関係については、その助成金等の支給元である国や地方公共団体の窓口にご確認ください。

問9-2.《助成金等の収入計上時期の取扱い》

私は個人事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、この事業に関して国や地方公共団体から助成金等の支給を受けました。この助成金等はいつの年分の収入金額として申告する必要がありますか。

【助成金等の収入計上時期の取扱い】

- 助成金等の収入計上時期については、個別の助成金等の事実関係によって、次のとおり、様々な時期が考えられます。

【基本的な考え方】

- 所得税の計算上、ある収入の収入計上時期については、その収入すべき権利が確定した日の属する年分となります（所得税法第36条）。
- 助成金等については、国や地方公共団体により助成金等の支給が決定された日に、収入すべき権利が確定すると考えられますので、原則として、その助成金等の支給決定がされた日の属する年分の収入金額となります。

【特定の支出を補填するもの】

- ただし、助成金等が、支給要綱などで定められた特定の支出（※1）を補填するものについて、その支給を受けるために必要な手続をしているときには、その支出と同時に、実質的に、助成金を支給する権利が確定していると考えられることから、その収入計上時期は、結果として、所得が生じることがないように、その支出が発生した日の属する年分として取り扱うこととしています（所得税基本通達36・37共-48）。

※1 例えば、医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業の補助金におけるマスクや消毒液の購入費用や清掃委託費用などが該当します。

※2 助成金等の交付目的に適合した固定資産の取得等をした場合において、一定の要件を満たすときには、その固定資産の取得等に充てた部分の金額に相当する金額を総収入金額に算入しない（総収入金額不算入）こととされています（所得税法42条・43条）。

〔参考〕

タックスアンサー（所得税）No.2202 「国庫補助金等を受け取ったとき」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2202.htm>

●具体的な解説

国税庁等から新型コロナウイルス感染症関連の支援金等の税務処理について下記のリンクをご参照願います。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/index.htm>

「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」の「4 新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係」問9及び問9-2に国や地方公共団体から助成金が支給された場合の取り扱いがあります。下記リンクに掲示しています。ご参照願います。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/pdf/faq.pdf>

●個人に対して国や地方公共団体から助成金が支給された場合の具体的な取扱い

法人でも個人でも国や地方公共団体から助成金が支給された場合、返還を要しないことが確定した時の収入に計上することが原則です。特に法律で非課税が謳われた助成金以外は課税対象になります。

それが経費に充てられた場合は、収入と経費が両建てになって課税対象は0（ゼロ）円になります。

しかし、固定資産を購入した場合は耐用年数の経過に応じて減価償却費が費用になっていきます。従って、国庫助成金の額と固定資産の減価償却累計額は耐用年数経過年度に一致して、はじめて国庫補助金と減価償却費がバランスします。

しかし、課税面でみると、初年度で国庫助成金に課税しますので、機械器具を調達するという助成金の目的が達成されないことになります。そこで、購入した固定資産の取得価額を助成金の額だけ圧縮記帳損として初年度に損金算入して課税を緩和する圧縮記帳制度を取り入れています。

「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」補助金の税務処理でも圧縮記帳制度がとられます。法人は国庫補助金を収益計上し圧縮損を費用計上し、個人は国庫補助金の金額を固定資産の取得価額から控除することにより収益も費用も計上しないという処理を行うことになります。様式は国税庁が定めた様式を使用します。圧縮記帳という方法で固定資産の取得価額を初年度に国庫助成金だけ引き下げて減価償却費を発生しないようにします。

補助金は売上などと同じく収入とみなされますから、その補助金に対しては税金がかかります。補助金を受取っても税金を一度に支払うことになれば、結果的に受取った補助金の金額自体が減ってしまいます。圧縮記帳とは、補助金などの臨時的に発生する一定の収入にかかる税金を、補助金を受取ったときに一度に課税するのではなくて、税金の支払いのタイミングを次年度以降に遅らせる制度となります。

これにより一度に税金を支払う必要がなくなり、補助金の効果が減少することがありません。

しかし、税金を一度に支払わなくて良くなるだけで、税金が免除されることはありません

○ 実際の申告の際は顧問税理士等に相談してください。

(参考) 新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して国等から支給される主な助成金等の課税関係(例示)

非 課 税	【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】 ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(雇用保険臨時特例法 7 条) ・新型コロナウイルス感染症対応休業給付金(雇用保険臨時特例法 7 条) 【新型コロナ税特法が非課税の根拠となるもの】 ・特別定額給付金 (新型コロナ税特法 4 条 1 号) ・子育て世帯への臨時特別給付金(新型コロナ税特法 4 条 2 号) 【所得税法が非課税の根拠となるもの】 ○学資として支給される金品(所得税法 9 条 1 項 15 号)・学生支援緊急給付金 ○心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金(所得税法 9 条 1 項 17 号) ・低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金 ・新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金 ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券 ・東京都のベビーシッター利用支援事業における助成	
課 税 (※)	助成金の種類	収入計上時期
	【事業所得等に区分されるもの】(法人税についても同様)	
	・持続化給付金(事業所得者向け) ・東京都の感染拡大防止協力金	・支給決定時
	・雇用調整助成金 ・小学校休業等対応助成金(支援金) ・家賃支援給付金 ・小規模事業者持続化補助金 ・農林漁業者への経営継続補助金 ・医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業における補助金	・支給決定時又は経費発生時(※1～3)
	【一時所得に区分されるもの】	
	・持続化給付金(給与所得者向け)	・支給決定時
	・Go To トラベル事業における給付金	・旅行終了時(旅行代金割引相当額) ・クーポン使用時(地域共通クーポン相当額)
	・Go To イート事業における給付金	・ポイント・食事券使用時
	・Go To イベント事業における給付金	・ポイント・クーポン使用時
	【雑所得に区分されるもの】	
	・持続化給付金(雑所得者向け)	・支給決定時

※1 経費発生時は、助成金等の支給対象となる経費を支出した時に収入計上します。

※2 助成金等による補填を前提として所定の手続を済ませている場合には、その収入計上時期はその支出が発生した日の属する年分となります(所得税基本通達 36・37 共-48)。

※3 これらの助成金等を固定資産の取得等に充てた場合において、一定の要件を満たすときには、その固定資産の取得等に充てた部分の金額に相当する金額を総収入金額に算入しない(総収入金額不算入)こととされています(所得税法 42 条・43 条)。

(注) いわゆる現金主義(所得税法 67 条)や措置法差額(租税特別措置法 26 条)の適用を受ける方なども対象です。

※4 事業所得等の金額の計算においては、「総収入金額」から「必要経費」を差し引くこととされています。各種給付金等の申請手続に際して発生した費用(行政書士に対する報酬料金など)は、この必要経費に該当します。